

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律について  
(今回のヒアリング関係部分)

1. 犬猫等販売業者

< 改正内容 >

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第79号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「改正法」という。)では、現行の動物取扱業者のうち、特に犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物)の販売業者を「犬猫等販売業」とし、以下の事項を義務付ける旨定められた。

- 1) 犬猫等健康安全計画(幼齢の犬猫等の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となった犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画)の策定【改正法第10条第3項】、及び当該計画の遵守【第22条の2】
- 2) 獣医師等との連携の確保【第22条の3】
- 3) 販売の用に供することが困難となった犬猫の終生飼養の確保【第22条の4】
- 4) 幼齢の犬猫の販売等の制限(繁殖業者に限る)【第22条の5】
- 5) 犬猫等の個体に関する帳簿の備付け【第22条の6第1項】
- 6) 犬猫の所有状況等の都道府県への届出【第22条の6第2項】

なお、犬猫等販売業者の範囲、具体的な計画の策定内容、計画に係る基準、帳簿記載内容、報告方法等については、法律に明記されているもののほか、環境省令で規定されることとなっている。

< 条文 >

( 第一種動物取扱業の登録 )

第十条 ( 略 )

2 ( 略 )

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業(犬猫等(犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。))の販売を業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等(繁殖を併せて行う場合にあつては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。)の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画(以下「犬猫等健康安全計画」という。)

( 登録の拒否 )

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一～六 ( 略 )

2 ( 略 )

( 犬猫等健康安全計画の遵守 )

第二十二條の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

( 獣医師等との連携の確保 )

第二十二條の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二條の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齡の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二條の五 犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。)は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二條の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有するに至つた犬猫等の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる

## 2. 第二種動物取扱業者

### < 改正内容 >

改正法では、飼養施設を設置して動物の取扱業を行おうとする者（第一種動物取扱業を除く）に対し、都道府県知事に対して当該飼養施設の内容等を届け出ることを義務付けている【改正法第 24 条の 2】。また、基準遵守と、基準を遵守していない場合の勧告・命令や、報告徴収・立入検査の規定を設けている。

動物の取扱業を行おうとする者とは、現行の登録が必要な動物の取扱い（販売、保管、貸出、訓練、展示、競りあっせん、譲受飼養）を営利目的ではなく行っている者を指す（営利目的で行っている場合には、第一種動物取扱業の登録が必要）。具体的には、愛護団体による譲渡活動や、非営利の公園等における展示などが該当する。

なお、第二種動物取扱業の範囲（施設要件及び飼養予定頭数の下限）、届出内容、届出方法、第二種動物取扱業者の遵守基準などについては、法律に明記されているもののほか、環境省令で規定されることとなっている。

（参考：動物愛護管理のあり方検討報告書）

## 2. 動物取扱業の適正化について

### （8）動物取扱業の業種追加の検討

#### 動物愛護を目的とする団体

動物の愛護を目的とする団体であって、動物を実際に取り扱うものについては団体数も多いことから、何らかの規制が必要であることについては概ね共有されたが、動物愛護管理法第 35 条第 4 項には、都道府県知事等は動物愛護団体に犬及びねこの引取りを委託することができるとされており、動物愛護行政における公益性等を考慮して一般的な動物取扱業者とは異なる対応が求められる。

< 条文 >

第三節 第二種動物取扱業者

( 第二種動物取扱業の届出 )

第二十四条の二 飼養施設( 環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。 ) を設置して動物の取扱業( 動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの( 以下この条において「その他の取扱い」という。 ) を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。 ) を行おうとする者( 第十条第一項の登録を受けべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。 ) は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別( 譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。 ) 並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

( 変更の届出 )

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者( 以下「第二種動物取扱業者」という。 ) は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

- 2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十四条の四による準用

第十六条 第二種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人

- 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者
- 三 法人が破産手続開始の決定により廃止した場合 その破産管財人
- 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

第二十条 第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）に定めるもののほか、第二種動物取扱業者の届出に関し必要な事項については、環境省令で定める。

第二十一条 第二種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、**その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準**を遵守しなければならない。

- 2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

第二十三条 都道府県知事は、第二種動物取扱業者が第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

- 3 都道府県知事は、前一項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第二十四条 都道府県知事は、第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）の規定の施行に必要な限度において、第二種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第二種動物取扱業者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 3. 多頭飼育

#### < 改正内容 >

改正法では、多頭飼育に起因する動物の不適正な取扱いを防ぐため、条例において多頭飼育に係る届出制を設ける事ができること【改正法第9条】、多頭飼育により周辺の生活環境が損なわれている場合に加え、「動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある」事態について、当該自体を改善するために必要な措置をとるべきことを勧告・命令できる旨定められた【改正法第25条第3項】。

なお、具体的な「虐待を受けるおそれがある」事態については、環境省令で規定されることとなっている。

(参考：動物愛護管理のあり方検討報告書)

### 4. 多頭飼育の適正化

多頭飼育は、適正飼養や周辺の生活環境に係る問題につながりやすいことが指摘されている。動物愛護管理法には、多頭飼育に起因して周辺の生活環境が損なわれている場合に勧告や措置命令を行える規定が既に存在している。この規定に関して、発動要件を明確化することにより勧告や措置命令を発動しやすくすべきである。さらに、不適正な取扱いや虐待を防止することを目的として勧告や措置命令をより発動させやすくなるよう検討すべきであるとの意見があった。

#### < 条文 >

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 (略)

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

4 (略)

#### 4．犬猫の引取り

##### < 改正内容 >

改正法では、犬猫の引取りにおいて、終生飼養の原則に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合には、その引取りを拒否できる旨定められた【改正法第 35 条第 1 項】。また、引取りを行った犬猫について、その返還及び譲渡に努める旨定められた【同条第 4 項】。

なお、改正法に例示されている、取扱業者から引取りを求められた場合以外の引取りを拒否できる事由については、環境省令で規定されることとなっている。

(参考：動物愛護管理のあり方検討報告書)

#### 5．自治体の収容施設

犬や猫の引取りについては、安易な引取りを防止するために、現在でも飼い主に対する説得がなされているところであり、条例等の状況にもかんがみ、制度上も終生飼養の責務に照らして引取りを求める特段の事情がないと認められる等の一定の場合には引き取らないことができるようにすべきであるとの意見があった。また、殺処分数の減少のためには引取りの後に自治体が行う返還や譲渡等も重要であり、特に所有者不明の犬や猫について所有者確認を行った上で必要な措置を実施することが有効であることから、これらのプロセスについても検討すべきである。



< 条文 >

( 犬及び猫の引取り )

第三十五条 都道府県等( 都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の第二十二項の中核市( 以下「中核市」という。 ) その他政令で定める市( 特別区を含む。以下同じ。 ) をいう。以下同じ。 ) は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等( 都道府県等の長をいう。以下同じ。 ) は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。

3 ( 略 )

4 都道府県知事等は、第一項本文( 前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。 ) の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。

5 ( 略 )